

○ 太田市外三町広域清掃組合職員団 体の登録に関する条例

平成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 1 5 号

改正 平成12年 9月 1日条例第1号

改正 平成17年 3月28日条例第2号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 5 3 条第 1 項、
第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項の規定により、職員団体の登録に関し、必要
な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 前条の職員団体の登録に関しては、太田市職員団体の登録に関する条例
(平成 1 7 年太田市条例第 5 9 号)の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 2 号)

この条例は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。